

科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B））」 審査要項

平成 27 年 9 月 25 日
独立行政法人日本学術振興会
国際科学研究費委員会決定
改正 令和元年 7 月 12 日

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要項は、国際科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添 1）において行う科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B））」に係る審査（事前評価）（以下「審査」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B））」の対象となる個々の研究をいう。
- 二 基課題 研究課題の研究代表者が、応募年度の 4 月 1 日現在で採択されている「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」の研究課題をいう。
- 三 審査委員 委員会規程第 8 条に定める小委員会に属する専門委員をいう。

（審査の時期）

第 3 条 審査は、応募書類の受理後、速やかに行う。

（審査の方法）

第 4 条 審査は、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による審査
- 二 合議による審査

（守秘の徹底）

第 5 条 審査の過程は、非公開とする。

- 2 審査委員は、審査の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
 - 一 計画調書及びそれらの内容
 - 二 審査委員の発言内容及び審査に関連して審査委員を特定できる情報（氏名、所属機関及び専門分野を含む）
 - 三 審査委員が行う評点及びその集計結果
 - 四 審査の結果（研究課題の研究代表者に開示されるまでの間）
 - 五 各小委員会に属する審査委員の氏名等（公表されるまでの間）
 - 六 その他非公開とされている情報
- 3 審査委員は、審査結果についての問い合わせに応じないものとする。

（研究者倫理の遵守）

第6条 審査委員は、審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

（利害関係者の排除）

第7条 審査に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 審査委員が研究課題の研究代表者又は研究分担者である場合は、審査に加わらないこととする。
- 二 審査委員が研究課題の基課題の研究分担者である場合は、審査に加わらないこととする。
- 三 審査委員が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は研究課題の研究代表者が国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、審査に加わらないこととする。
 - （1）親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - （2）緊密な共同研究を行う関係
（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者）
 - （3）同一研究単位での所属関係（同一研究室の研究者等）
 - （4）密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - （5）研究課題の採否又は審査が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

（審査結果の開示等）

第8条 各審査委員の研究課題に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、採択されなかった研究代表者のうち、応募時に審査結果の開示を希望した者に対して、各小委員会又は審査グループにおける採択されなかった研究課題全体の中でのおおよその順位及びその他の評価項目の評価結果を開示する。

2 審査委員の氏名等は、審査終了後、一般に公開する。

第2章 審査（事前評価）

（審査の方針）

第9条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

- （1）平成28年12月21日に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月20日（最終改定 平成29年4月1日）に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、厳正な審査を行う。
- （2）研究課題は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。その際、別添5「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日（平成24年10月17日改正）競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理的な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。
なお、単に研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。

- (3) 研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 各審査区分及び審査希望分野への配分方法
- ① 各審査区分及び審査希望分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ審査区分及び審査希望分野毎の配分枠を設けるものとする。
 - ② 新規応募研究課題に係る審査区分及び審査希望分野毎の配分枠は、文部科学省から示される配分予定額をもとに、別添2「科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A・B））」配分方式」（以下、「配分方式」という。）により算出した額とする。
- (5) 配分予定額の決定
- ① 採択した研究課題に対しては、その研究の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
 - ② 採択候補研究課題の配分予定額については、合議審査において決定する。その際、研究が十分遂行し得るよう配慮すること。
- (6) 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い
- ① 他の研究課題の受入・応募等の状況は、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
 - ② 採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
 - ③ 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、合議審査において決定する。
- (7) 研究課題の他の研究種目又は審査区分への移し換えはしない。
- (8) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (9) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

二 研究種目別の方針

(1) 国際共同研究強化（A）

- ① 応募年度の4月1日現在で「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究者（応募年度の4月1日現在で36歳以上45歳以下の者。ただし、博士の学位を取得後5年以上経過した者は36歳未満でも可。）が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画であつて、基課題を格段に進展させることが期待される研究課題を選定する。
- ② 研究期間は、交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとする。
- ③ 渡航期間は6ヶ月から1年を原則とするが、研究期間の範囲内において1年を超えて

渡航する計画も可能とする。また、渡航先での研究活動に支障を及ぼさない一時帰国は可能とする。ただし、交付申請を行った年度の翌年度中までに渡航を開始するものとする。

(2) 国際共同研究強化 (B)

- ① 複数 (3 人から 5 人程度) の日本側研究者による研究組織を構成し、海外の研究機関に所属する研究者と共同して行う国際共同研究が中核をなす研究計画であって、学術の発展に必要な国際共同研究を実施することにより、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
- ② 研究組織に 1 名以上の若手研究者 (開始年度の 4 月 1 日現在で博士の学位を取得後 8 年未満の者及び博士の学位取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後 8 年未満となる者及び 39 歳以下の博士の学位を未取得の者も対象とする) が参画する研究計画を対象とする。また、若手研究者が研究代表者の場合には、1 人又は 2 人の若手研究者で組織される研究計画も対象とする。
- ③ 研究計画は、海外の研究者 (又は研究者グループ) との共同研究を前提とし、当該研究者グループの研究拠点である「海外の研究機関等 (国外地域を含む)」に日本側研究者が直接出向き研究活動を実施するものを対象とする。
- ④ 研究期間は、3 年から 6 年以内とする。

(審査の実施体制)

第 10 条 委員会において行う審査は、委員会に設置する小委員会及び小委員会に設ける審査グループにおいて行うものとする。

(審査の方法)

第 11 条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 国際共同研究強化 (A)

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各審査グループにおいては、個別の書面審査を行い、合議により採択研究課題を決定する。
- ② 各審査グループにおいて応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該審査グループを分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各審査グループと読み替える。
- ③ 各審査グループに属する審査委員は、別添 3 の評価基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各審査グループ等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各審査グループは、配分方式により算出した審査希望分野 (各審査グループ) ごとの「配分枠」を基に、合議により、採択研究課題を決定する。
- ② 各審査グループは、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。
- ③ 各審査グループは、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。
- ④ 各審査グループの議決をもって各小委員会の議決とする。

二 国際共同研究強化 (B)

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員が研究計画調書により個別に審査する 1 段階目の書面審査結果を基にして、さらに、採否のボーダーライン付近となった研究課題、及びボー

ダーラインよりも上位の課題の中で、審査委員のうち1名でも種目の趣旨・対象と合致していないと評価した審査委員がいる課題を対象に、同一の審査委員による、他の審査委員が付した1段階目の審査意見等を参考にして行う2段階目の書面審査結果に基づき採択研究課題を決定する。
(2段階書面審査)

- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添4の評定基準に基づき、研究計画調書により書面審査を行う。

[各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方]

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

[各研究課題への配分額の調整]

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

附則（平成27年9月25日）

この規程は、平成27年9月25日から施行する。

附則（平成28年8月4日）

この規程は、平成28年8月4日から施行する。

附則（平成29年7月24日）

この規程は、平成29年7月24日から施行する。

附則（平成30年5月17日）

この規程は、平成30年5月17日から施行する。

附則（平成30年7月6日）

この規程は、平成30年7月6日から施行する。

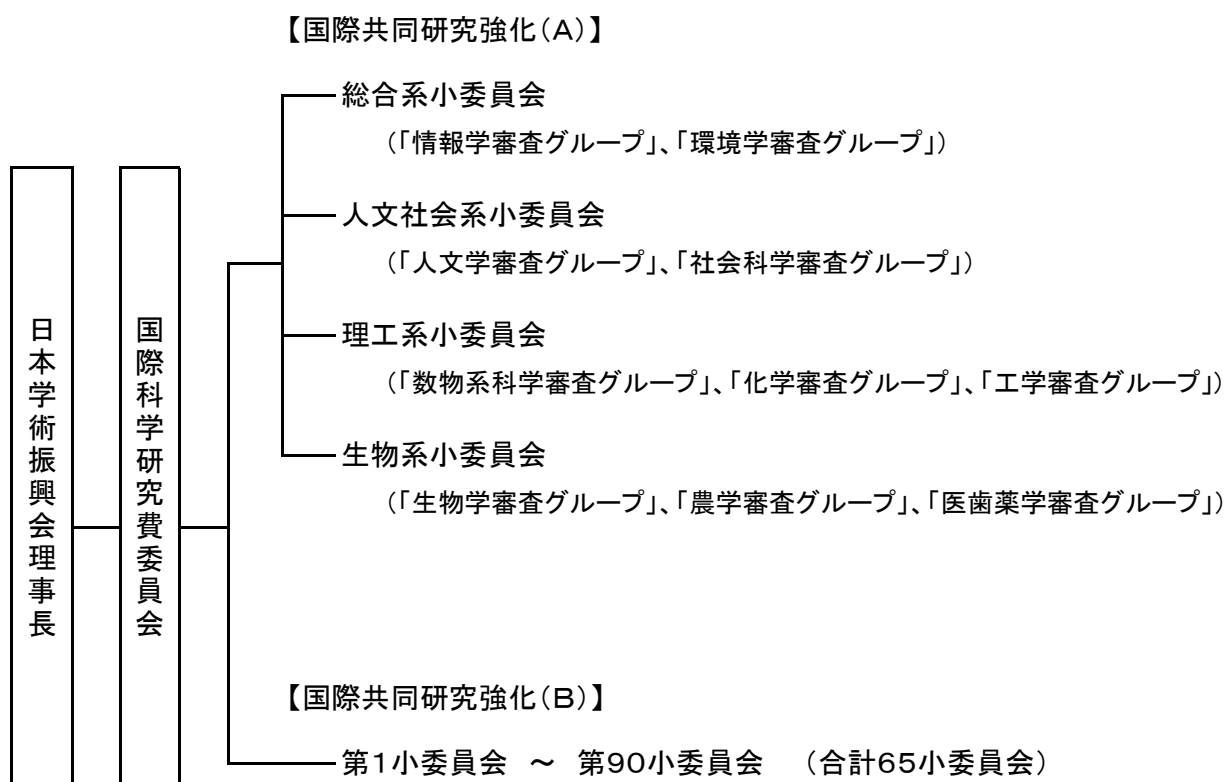
附則（平成31年4月19日）

この規程は、平成31年4月19日から施行する。

附則（令和元年7月12日）

この規程は、令和元年7月12日から施行する。

国際科学研究費委員会組織図



科学研究費助成事業
「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化 A・B）」
配分方式

○国際共同研究加速基金（国際共同研究強化 A・B）の審査区分及び審査希望分野毎の配分枠

$$A \times \frac{a + b}{2}$$

（注）要素：A＝当該研究種目の全研究期間の配分予定額

a＝当該研究種目の全研究期間の新規応募研究経費（C）に対する当該審査区分及び審査希望分野に係る全研究期間の新規応募研究経費（D）の構成比〔D／C〕

b＝当該研究種目の新規応募研究課題数（E）に対する当該審査区分及び審査希望分野に係る新規応募研究課題数（F）の構成比〔F／E〕

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

本研究種目では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が実施します。

書面審査では、各研究課題について、以下の個別の評価要素を考慮した上で、4段階による相対的な総合評点を付すこととします。合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して議論を行い、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第7条参照）の審査は行わないでください。

「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））（以下「国際共同研究強化（A）」という。）」は、科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究計画を格段に発展させ、優れた研究成果をあげることが目的とするものです。その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指しています。そのため、応募年度の4月1日現在で「基盤研究（海外学術調査は除く）」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究代表者（応募年度の4月1日現在で36歳以上45歳以下の者。ただし、博士の学位を取得後5年以上経過した者は36歳未満でも可。）が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画を対象とし、留学等単なる海外派遣を推進するものではありません。

したがって、書面審査では、国際共同研究強化（A）としての適切性を考慮し、国際共同研究の意義や必要性等について、専門分野のみならず幅広い観点から、以下に述べる要素を中心に評価を行ってください。

i 評価基準

〔評価要素〕

A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性

- ・研究代表者が一定期間直接海外の大学や研究機関に渡航し、国際共同研究を実施することで、既に科研費に採択されている研究がどのように発展するか明確になっているか。
- ・海外共同研究者との円滑な連携により優れた研究成果を期待できるか。また、その結果、当該研究者が独立した研究者として国際的に活躍することが期待できるか。

評価区分	評価基準
○	合致している、又はほぼ合致している
△	あまり合致していない
×	合致していない

書面審査においては、研究計画が本種目の趣旨・対象に「あまり合致していない」又は「合致していない」と判断し「△」又は「×」を付した課題について、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。該当する課題については、合議審査で改めて確認することとなります。

B. 研究計画の内容に関する評価要素

（１）国際共同研究の意義・必要性

- ・国内外の研究動向等にかんがみ、国際的な環境で海外共同研究者との研究を行う意義や必要性があるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

（２）研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。
- ・海外共同研究者の役割や研究内容が明確に示されており、本国際共同研究の実施に向けた準備状況は適切であるか。
- ・研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。また、研究代表者が一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画の遂行に必要な経費が適切に計上されているか。

（３）研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

〔総合評点〕

【書面審査】

各研究課題の採択について、上記「A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性」及び「B. 研究計画の内容に関する評定要素」（１）～（３）の評定要素に着目しつつ、国際共同研究強化（A）としての適切性も考慮し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき示される評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

ただし、「A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性」において「△」又は「×」を付した課題については、総合評点として「C」を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、書面審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
S	最優先で採択すべき	10%
A	積極的に採択すべき	10%
B	採択してもよい	10%
C	S～Bに入らないもの	70%
—	利害関係があるので判定できない	—

〔審査意見の記入〕

国際共同研究強化（A）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるために、書面審査における審査意見は審査委員名とともに審査資料として提示します。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

（参考）平成30年度新規採択研究課題の採択率 32.1%

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。（「空白」以外の評定区分は、研究計画との整合性の観点から、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると

判断する場合。) また、本研究種目では応募額を最大限尊重した研究経費の配分を行う予定であり、充足率を100%に近い水準とする予定です。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。

評定区分	評 定 基 準 (評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

(参考) 平成30年度配分状況(新規採択研究課題の平均充足率) 99.3%

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない(判断できない場合も含む。)」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、審査区分として「中区分」を活用します。審査方式は、合議審査を行わず、同一の審査委員が２段階にわたり、書面審査を実施し採否を決定する「２段階書面審査」を準用します。

１段階目の審査においては、各研究課題について、４段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

なお、不採択者のうち希望した者に１段階目の審査結果の開示をするため、研究内容等に関する個別の評価要素に関する絶対評価を行います。評価要素ごとに行う絶対評価において、「２ やや不十分である」又は「１ 不十分である」を付した場合には、当該評価要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。

２段階目の審査では、同一の審査委員が、１段階目の書面審査の結果に基づき２段階目の審査対象となった研究課題について、新たに２段階目の評点を付します。その際、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員の審査意見（１段階目）等を確認の上、自身の見識に基づいて評点を付してください。

研究課題の採否及び研究費の配分額は、その評点等に基づき決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第７条の一参照）の審査は行わないでください。

国際共同加速基金（国際共同研究強化（B））は、学術研究の発展に必要な国際共同研究を実施することにより、独創的、先駆的な研究を格段に発展させることを目的とするものです。海外で国際共同研究を実施し、我が国の研究者が国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことにより、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化に資することを目指しています。さらに、若手研究者の参画を要件とすることにより、国際的に活躍できる研究者の養成に資するとともに、国際共同研究の基盤の中長期的な維持・発展につながることを期待しています。

このように、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化に資することを目指す制度であることから、研究構想の学術研究としての意義のみならず、海外の研究機関等における研究計画の有効性等を評価し、課題を厳選の上支援を行うこととします。

i 評価基準

〔評価要素〕

A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性

- ・海外で行う国際共同研究であって海外の研究機関等に直接出向き実施する研究活動が中核をなす研究計画であり、かつ主として研究代表者の海外への渡航が予定されているものであるか。
- ・国内外の研究動向等にかんがみ、海外の研究機関等へ直接出向いて国際共同研究を行う意義や必要性が認められるか。
- ・本国際共同研究を行うことで、我が国の研究者が国際的なネットワークの中で中核的な役割を担うことにより、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化に資することが期待できるか。

評点区分	評価基準
4	合致している
3	ほぼ合致している
2	あまり合致していない
1	合致していない

1段階目の審査においては、研究計画が本種目の趣旨・対象に「あまり合致していない」又は「合致していない」と判断し「2」又は「1」を付した課題について、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。該当する課題については、2段階目の審査で改めて確認することとなります。

B. 研究計画の内容に関する評価要素

(1) 国際共同研究の学術的重要性・妥当性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
- ・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

評点区分	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(2) 研究方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。
- ・参画している若手研究者が、研究計画の中で海外において果たす役割は明確に示されているか。
- ・海外共同研究者の役割や研究内容が明確に示されており、本国際共同研究の実施に向けた準備状況は適切であるか。
- ・研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。また、研究代表者をはじめとする日本側研究者が直接海外の研究機関等に出向き研究活動を実施するための経費が適切に計上されているか。

評点区分	評定基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(3) 研究遂行能力及び研究環境の適切性

- ・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

評点区分	評定基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔1段階目の審査における総合評点及び審査意見の記入〕

【1段階目の審査における総合評点】

各研究課題の採択について、上記「A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性」を考慮し、「B. 研究計画の内容に関する評定要素」(1)～(3)の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、下表右欄の評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。(担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。)

ただし、「A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性」において「合致していない」又は「あまり合致していない」と判断し「1」又は「2」を付した課題については、総合評点においても「2」以下の評点を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評点分布の目安
4	10%
3	10%
2	20%
1	60%
利害関係があるので判定できない	—

注：評価にあたっては、以下を目安として評点を付してください。

- 「4：非常に優れている」、「3：優れている」、「2：普通」、「1：劣っている」

【1段階目の審査における審査意見の記入】

1段階目の審査においては、全ての研究課題の「審査意見」欄に、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。なお、2段階目の審査では審査意見を付す必要はありません。

この審査意見は、2段階目の審査において新たな総合評点を付す際に、各審査委員が研究課題への理解をより深めるために、他の審査委員に提示します。

【2段階目の審査の対象】

1段階目の審査の結果に基づき、以下のような研究課題を2段階目の審査の対象とします。

- ・ 1段階目の書面審査の結果における順位が採択予定件数付近にある研究課題
- ・ 1段階目の書面審査の結果における順位が上位の課題のうち、「A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性」において「1」又は「2」を付した審査委員がいる研究課題
- ・ 1段階目の書面審査の結果における順位が上位の課題のうち、総合評点で「1」を付した委員がいる研究課題
- ・ 1段階目の書面審査の結果における順位が下位の課題のうち、委員1名のみが総合評点で「1」を付しており、当該評点を除いて平均点を算出すると採択予定件数付近の順位になる研究課題

【2段階目の審査における種目の趣旨・対象と研究計画との合致性の判断及び総合評点】

【2段階目の審査における種目の趣旨・対象と研究計画との合致性の判断】

2段階目の審査対象となった研究課題のうち、1段階目の審査で、「A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性」において「合致していない」又は「あまり合致していない」と判断した審査委員がいた研究課題については、2段階目の審査において改めて確認することとなります。

確認の上、種目の趣旨・対象と研究計画との合致性が「認められる」場合には「○」を、「認められない」場合には「×」を付してください。

なお、種目の趣旨・対象と研究計画との合致性について審査委員の過半数が「○」を付した研究課題でなければ、学術的価値の評価にかかわらず採択とはなりません。

【2段階目の審査における総合評点】

1段階目の書面審査の結果に基づき2段階目の審査対象となった各研究課題の採択について、上記「A. 種目の趣旨・対象と研究計画との合致性」を考慮し、「B. 研究計画の内容に関する評定要素」(1)～(3)の評定要素に着目しつつ、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員が付した審査意見等も確認し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。

ただし、2段階目の審査における種目の趣旨・対象と研究計画との合致性の判断において、合致性が「認められない」と判断し「×」を付した課題については、総合評点として「D」を付してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の

保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「iii 留意事項」を確認してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
A	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、最優先で採択すべき	採択予定件数に応じて調整
B	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、積極的に採択すべき	
C	2段階目の審査の対象となった研究課題のうち、採択してもよい	
D	A～Cに入らないもの	
—	利害関係があるので判定できない	—

(参考) 平成30年度新規採択研究課題の採択率 10.0%

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、研究経費の内容に問題があり、充足率を低くすることが望ましい場合には「×」を付してください。「×」を付した審査委員が複数となった研究課題については、平均充足率よりも低く設定します。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

(参考) 平成30年度配分状況（新規採択研究課題の平均充足率） 69.2%

iii 留意事項

(1) 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、当該研究課題が「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断するために参考とすることとしています。そのため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

なお、研究資金の不合理な重複等の判断に当たっては以下の手続きに従って判断をしてください。

【1段階目】

1段階目の審査においては、明らかに「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

【2段階目】

2段階目の審査においては、2段階目の審査対象となった研究課題よりも上位の研究課題のうち、1段階目の審査で、「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断し、その根拠を「その判断に至った理由」に記入した審査委員が複数いた研究課題について、改めて、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を確認することとなります。確認の上、研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るまたは判断ができない場合には「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」を、明らかに問題がある場合には「×」を付してください。

なお、審査委員全員が「×」を付した研究課題は、学術的価値の評価にかかわらず不採択となります。

（２）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。

競争的資金の適正な執行に関する指針

平成 17 年 9 月 9 日

(平成 18 年 11 月 14 日改正)

(平成 19 年 12 月 14 日改正)

(平成 21 年 3 月 27 日改正)

(平成 24 年 10 月 17 日改正)

(平成 29 年 6 月 22 日改正)

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- ① 府省共通研究開発管理システム(以下「共通システム」という。)を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的資金の担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。

- ② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項

を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。

- ③ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を競争的資金の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

- ④ 応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

3.不正使用及び不正受給への対応（別表1）

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

- (2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

- (3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応（別表2）

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。
- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、

他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. 不正事案の公表について

関係府省は、上記の「不正使用及び不正受給への対応」及び「研究上の不正行為への対応」により応募資格を制限する場合、当該不正事案の概要（制度名、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則、速やかに公表するものとする。なお、独立行政法人等有する競争的資金については、同様の対応をするよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

6. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成20年1月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成19年中に公募を行ったものについても、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成17年9月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成17年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成 18 年度公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (4) 平成 24 年 10 月 17 日の改正に係る取組み（別表 1 及び別表 2）は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施することとする。

なお、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表 1 の 1. 個人の利益を得るための私的流用の場合の 10 年、及び、2. 私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の 5 年等）については、平成 25 年度当初予算以降の事業（継続事業も含む）で不正使用があった場合に、実施することとする。

- (5) 上記の「不正事案の公表について」の取組は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、順次実施することとする。

なお、各府省等においては、それぞれの規程等に基づき、本指針より厳しく対応することを妨げるものではない。

- (6) 関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的資金の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

- (7) 不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

(8) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

(9) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術・イノベーション会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別表1)

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)	不正使用の程度		応募制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 (3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 (3.(2))			5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 (3.(3))			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※ 以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3.(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(別表2)

不正行為に係る応募制限の対象者 (4.)		不正行為の程度	応募制限期間
不正行為に関与した者(4.(2))	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもので同等の責任を負うと認定されたもの)	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者	2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)(4.(3))		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年